

# 資 料

平成23年9月27日  
全 国 知 事 会

# 目 次

- 1 地方税財源の確保・充実等に関する提言・・・・・・・・・・ 1
- 2 「社会保障・税一体改革成案」について・・・・・・・・・・ 9
- 3 公立高等学校の授業料無償化及び  
高等学校等就学支援金に関する声明・・・・・・・・・・ 11
- 4 第三次補正予算の編成に向けた緊急要請・・・・・・・・・・ 13
- 5 地方の社会保障サービスについて・・・・・・・・・・ 21  
(平成23年6月13日 国と地方の協議の場)

# 地方税財源の確保・充実等に関する提言

—当面の課題を中心に—

平成 23 年 7 月 13 日

全 国 知 事 会

(地方税財政特別委員会)

## I 地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

地域主権戦略大綱においては、「地方税財源の充実確保」が1つの柱と位置づけられ、「地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す」ことが明記された。また、平成 23 年度税制改正大綱においては「地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要」であり、「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します」とされたところである。

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すべきである。

また、地域主権戦略大綱や出先機関改革に関する「アクション・プラン」に沿って、出先機関等の事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を一体として移譲することが必要不可欠である。

## II 税制抜本改革の推進

### 1 社会保障と税の一体改革

昨年から検討が重ねられていた社会保障と税の一体改革については、6月30日に「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）がとりまとめられた。議論の過程においては、地方の代表を集中検討会議に参画させることなく、また、十分

な意見陳述の機会も与えないという重大な問題があったが、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて原案が大幅に修正され、地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に2年以上にわたって訴え続けてきたところであり、改革の推進を支持するものである。

成案はあくまで議論のスタートであり、今後、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して国と地方が協議を重ね、その成果に基づいて相互に協力し、国民が将来に不安を感じる事のない社会保障制度の構築とその財源の安定確保に努める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

- (1) 成案は、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」、引き上げ分の消費税収については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（社会保障四経費）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を行うとしており、今後も利用者の増加が見込まれる障害福祉サービス等については、財源確保の見通しが明らかではない。社会保障四経費に限らず、社会保障制度全体をとらえ、その安定財源確保に向けた議論を行うべきである。
- (2) また、成案では、地方の意見をふまえ、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところである。地方単独事業の整理にあたっては、国費に関連する「社会保障給付」の範囲を明らかにした上で、法令に基づき実施している事業や全国的に普及・定着しているとして過去に一般財源化された事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて地方が率先して取り組んだ事業であって現在では全国的に広く行われているものも対象とすべきである。その際、住民に社会保障サービスを提供す

るために必要な人件費を「官の肥大化」にあたるとして対象外にすることは適当でない。

- (3) なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯があり、地方の意見をふまえて成案に記されたように、現行分の消費税（国・地方）については「国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提」として検討を進めるべきである。
- (4) 成案では、消費税率（国・地方）の引上げを含む税制抜本改革については、経済状況の好転が条件であり、また、不断の行政改革等を推進することにより国民の理解を得ながら進めるとしている。現下の日本経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあり、円高・デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。東日本大震災の復興事業に速やかに着手するとともに、成長戦略を実行することを通じて経済を本格的な成長軌道に乗せた上で税制抜本改革を断行するという道筋に沿って、総合的に経済財政施策を展開すべきである。
- (5) 地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。
- (6) 消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることなども踏まえて、十分な配慮が必要である。

なお、社会保障給付の適切な実施の前提となる社会保障・税番号制度は、国家的な情報基盤であり、適切な個人情報保護方策を講じた上で、原則として国の負担により整備を進めるべきである。

- (7) 成案を議論のスタートとして、社会保障制度や税制度の具体的な制度設計について検討を行うにあたっては、地方の意見を的確に反映し、運営の実態を踏まえた効果的な制度を実現するよう、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して実効性のある議論を行う必要がある。

## 2 地球温暖化対策のための財源の確保

平成 23 年度税制改正大綱及び成案の「税制全体の抜本改革」において、「地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討」するとされているところである。地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることを踏まえ、CO<sub>2</sub> 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に CO<sub>2</sub> 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」を導入する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

また、CO<sub>2</sub> 排出削減に資するとともに、地方税源を確保する観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

## Ⅲ 東日本大震災の復興事業等について

### 1 地方の復興財源の確保

東日本大震災の復興事業については、その財源を今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うという理念には共感するものの、そのことを強調して事業規模に制約を設けることは適当でない。また、財源確保の具体的措置と同時決定することにこだわらず、被災地の復興に必要な事業を速やかに実施すべきである。

また、地方の復興財源について、東日本大震災復興構想会議がとりまとめた提言では、「臨時増税措置などにおいて確実に確保すべき」とされたところである。被災地の復興財源として自由度の高い包括的な交付金や復興基金を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合には、その法定割合を地方交付税とし、復興財源を確実に手当てするため通常分とは別枠によりその総額を確保すべきである。

なお、東日本大震災により被災地では極めて大きな地方税の減収が生じると見込まれ、現行の減収補てん制度のままでは復興事業の推進以前に財政運営がたちゆか

なくなるおそれがあるため、特別の財政措置を講じることについて検討すべきである。

## 2 福島第一原子力発電所事故に係る税制上の特例措置

福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を強いられている方々の土地、家屋、自動車に係る非課税その他の地方税の特例措置を講じるとともに、それに伴う地方の減収補てん措置については、今回の事故の性格をふまえ、国が責任を持って明確な特別の財政措置を講じるべきである。

# IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

## 1 一般財源総額確保の方針堅持

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 23 年度においては「財政運営戦略」で示された「交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成 23 年度から平成 25 年度において、平成 22 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、地方交付税総額について前年度を 0.5 兆円上回る 17.4 兆円を確保するとともに、地方一般財源総額について前年度を 0.1 兆円上回る 59.5 兆円を確保するなど、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保された。しかしながら、社会保障関係経費が増加する中で一般行政経費（単独）は前年度並みとされ、投資的経費（単独）は削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されている。

平成 24 年度においても、前年度の水準を実質的に下回らない地方一般財源総額を確保するとの方針を堅持し、東日本大震災の復興財源は別枠扱いとした上で、東日本大震災により地方税収の低迷等が見込まれる中であって、高齢化等の進展に伴い毎年度 7,000～8,000 億円程度増嵩する地方の社会保障関係経費の財源を含め、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

なお、臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発

行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実に確保すべきである。

## 2 現下の経済状況を踏まえた適切な対応

政府は、「財政運営戦略」において、国・地方のプライマリー・バランス（基礎的財政収支）について、赤字の対 GDP 比を当初 5 年間で半減するといった目標を掲げ、財政の健全化を図ることとしている。

国・地方のプライマリー・バランス赤字は平成 19 年度まで年々縮小し、均衡に近づいていたが、世界同時不況の影響により大幅に拡大し、平成 23 年度は平成 19 年度と比べて約 21 兆円赤字が拡大している。この間、国税及び地方税（地方譲与税を含む。）収入が合わせて約 18 兆円減少しており、財政健全化のためには経済の安定成長が不可欠なことが明らかとなっている。

このような中、世界同時不況から脱するため平成 21 年度第 1 次補正予算等で創設した基金の多くが平成 23 年度をもって期限を迎え、加えて東日本大震災の復興財源確保のため公共事業費等が更に削減されることとなれば、脆弱な地域経済に甚大な影響が生じ、財政健全化の目標達成が困難になるおそれ強い。

被災地の復興を支えるためには経済の回復の足取りを確かなものとする必要があり、そのためにも、経済成長を促進するための政策を積極的に推進するとともに、東日本大震災を教訓とする地域の防災対策事業や災害に強い国土構造を実現するための社会資本整備を着実に進めなければならない。

また、現在基金を財源として実施している妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

なお、平成 19 年度を起点として見ると国の一般歳出が 7.1 兆円増加したのに対し、地方の一般歳出の増加は 1.1 兆円にとどまっている。地方は職員数削減など行政改革を断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてプライマリー・バランスの改善に努めているところであり、国と地方のプライマリー・バランスの比較に基づき地方の財政に余裕があるとの評価は全く当を得ないことを指摘しておく。



## V 課税自主権の活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要がある、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。



## 「社会保障・税一体改革成案」について

平成 23 年 7 月 12 日

全 国 知 事 会

平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」は、6 月 13 日に開催された「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、当初より地方自治体を委員から排除し、かつ、十分な意見陳述の機会を与えず、国の制度のみを取り上げた非常に一方的な原案を提示した異例の対応には強く抗議する。今後はこのようなことがないように改めて強く申し入れる。

また、「成案」には、その解釈と個別分野における具体的な改革の方向について曖昧な点が多く残されており、これらを明確にしていく必要がある。

そもそも、「社会保障・税一体改革」が国民の理解を得るためには、総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要であり、国と地方は全力を挙げて取り組むべきである。そのため、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、住民視点からの社会保障のあり方について真摯な協議を行い、財源論をその上で行うべきである。その面から言えば、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートである。

今後とも、分科会を含めた「国と地方の協議の場」という国民に開かれた場において、継続的かつ実質的な協議を行うことで、様々な課題を解決していく。まずは分科会をすみやかに設置し、社会保障と税に関する協議を早急に開始することを強く求める。



## 公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金に関する声明

去る 8 月 9 日に民主党、自由民主党及び公明党の三党幹事長が交した民主党主要政策の見直しに関する「確認書」において、「高校無償化の平成 24 年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する」とされた。

公立高等学校の授業料無償化制度及び高等学校等就学支援金については、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等にも寄与するものであることから、基本的には今後も制度を継続していくべきである。

なお、公立高校授業料無償化制度における国からの交付金の算定方法や、就学支援金制度における事務手続きなどについて改善すべき課題があることから、「国と地方の協議の場」等において地方の意見を踏まえた見直しを行うことを求める。

平成 23 年 9 月 15 日

全国知事会

会長

山田 啓二

社会文教常任委員会委員長

福田 富一



## 第三次補正予算の編成に向けた緊急要請

平成23年9月15日  
全国知事会

我が国は、今、東日本大震災からの復旧・復興や福島第一原発事故の早期収束という、未曾有の国難に直面している。

被災者の生活再建や地域の再生は、まさに喫緊の課題であり、復旧・復興を起点とした新たなまちづくり・国づくりは、大震災で命を落とされた多くの方々に対する我々の使命でもある。

しかしながら長引くデフレや予想を超える円高により、企業の活力や雇用が失われ、国・地方の財政状況も著しく悪化している。大震災からの復旧・復興に向けた我が国の体力は甚だしく奪われている。

そこで全国知事会としては本年7月26日に「日本の再生に向けて 一東日本大震災 復興への提言一」を政府に提出し、本格的な復興対策を早期に実施するよう要請した。また8月17日には「円高の是正及びデフレからの脱却に向けた緊急アピール」を行った。

多くの国民が復興への取り組みの遅れを懸念している今、野田新総理のリーダーシップの下、本格的な復旧・復興に向けた第三次補正予算を速やかに編成し、執行する必要がある。

については被災県の実情や要望を踏まえ、緊急かつ重点的に対応すべき事項を（別記1）、（別記2）のとおりまとめたので、政府においては地方と十分に協議の上、第三次補正予算の編成において確実に措置するよう強く要請する。

また、あわせて全国的な緊急防災・減災事業等の実施を着実にを行う予算措置を行うことを求める。その際、地方としても必要な税財源の確保について国と連携しながら対処していく所存であることを申し添える。

## 東日本大震災復興に向けた国の第三次補正予算編成への要請

東日本大震災発生から半年が経過するが、被災地は今もなお大量に残るがれきの処理や被災者の生活再建支援、インフラ・ライフラインの復旧、さらに放射能汚染対策など困難な課題に直面している。

各被災自治体は発災以来日々懸命の努力を重ねており、特に緊急を要する事業については本年度第一次、第二次補正予算で措置されたところであるが、課題克服に到る十分な成果を上げるには至っていない。

こうした状況を踏まえ、被災3県からそれぞれ追加予算措置等を求める要望書が提出されている。(7月21日福島県、8月3日岩手県、9月7日宮城県)

新政権においてはこれら被災県の要望に誠実に対応するとともに、特に要請の強い下記の重点課題について第三次補正予算に確実に反映させ、機動的に取り組むよう強く求める。

### 1. 復旧・復興に対する確実な財政措置

#### (1) 災害復旧・復興事業の実施に必要な予算の確保

各被災自治体において「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく復旧・復興事業が着実かつ速やかに進むよう、第三次補正予算を速やかに編成し、十分な予算措置を講じるとともに、次年度以降においても引き続き必要な予算の確保を図ること。

#### (2) 弾力的な財政措置と自由度の高い交付金の創設

通常の財政スキームでは、被災自治体において、短期間に膨大な財政負担が生じ、復旧・復興がなしえないことから、国庫補助事業の補助率引き上げや対象の拡大、手続きの簡素化など弾力的運用を図ること。

これらの財政支援がなされた場合にも直轄事業負担金や国庫補助の裏負担等が復興の妨げとなることのないよう、地方負担に対する財政支援を講じること。また、各自治体の裁量で事業を柔軟に執行できるよう復旧・復興事業を集約し、複数年度にも対応しうる自由度の高い交付金を創設すること。

#### (3) 被災県ごとの大規模な復興基金の早期設置

今次の震災被害の甚大さを踏まえ、被災県ごとに阪神・淡路大震災を大幅に上回る復興基金を早期に創設し、特別交付税の特例交付等による財政支援を行うこと。

なお、震災規模や昨今の金利水準等に鑑み、果実運用型でなく取崩し型の基金造成を可能とすること。



## 2. 地元主導の復興に対する支援

### (1) 被災地の意向を踏まえた復興特区制度の早期実現

今回の震災被害は極めて甚大であり、平時を想定した規制や制度、税財政スキームでは到底、迅速かつ創造的な復興を実現するとはできない。総合的な特例措置を講ずる「復興特区」について、被災地の実情と課題を熟知する被災自治体が求める特例措置を一つでも多く実現する内容としつつ、早期に実現させること。

### (2) 復興まちづくりに対する財政支援

安心・安全なまちづくりを進める上で高台や内陸部への大規模移転は必須であるが、現行制度の枠組みでは市町村負担が過大となることから、補助率の大幅なかさ上げや補助対象の拡大、補助限度額の撤廃を行うこと。

また、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設の早期復旧に向けて、国庫補助率の引上げや新たな財政支援制度の創設などの財政措置を講じること。なお、社会資本整備のピークは3、4年先であることから、「復興枠」を創設して被災地への重点投資を行うこと。

### (3) 道路・鉄道の早期復旧

震災等により壊滅的な被害を受けたJR在来線（常磐線、只見線等）及び三陸鉄道などの第3セクター鉄道の早期全面復旧に向けて、国庫補助率を少なくとも10分の8以上で最大限に引き上げること。また、補助要件の緩和を図るなど全面的な支援を行うこと。

さらに、国道6号及び常磐自動車道の早期復旧と、三陸縦貫自動車道や東北中央自動車道などの高規格幹線道路等を「復興道路」と「復興支援道路」にそれぞれ位置づけ、早期完成を図ること。

### (4) 津波防災施設の整備・充実

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設、防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備するとともに、復興まちづくりと一体的に実施する津波対策施設について、災害復旧事業と同等の支援制度を創設すること。

また、安全なまちづくりには既設堤防高を越える海岸堤防の整備が不可欠であり、今回の津波レベルにも対応する海岸堤防整備のための財政措置を講じること。

### (5) 地域産業の復旧・復興

水産業の復旧・復興を国家プロジェクトとして進めるとともに、農業生産基盤の早期復旧や農林漁業の経営再建の取組に対する支援措置を講じること。また、商工業や観光など幅広い分野の被災企業に対する助成制度の大幅な拡充や新たな支援制度の創設など既存の枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること。

さらに、再生可能エネルギーの開発・普及を飛躍的に推進させ、新たな産業や雇用の創出につなげるため、研究拠点の設置や関連産業の集積・基盤整備を進めるための支援措置を講じること。

#### (6) 医療施設の復旧・復興

今回の災害で全壊した医療施設等を安全な場所に移設し診療棟を速やかに再開するため、補助率の引き上げや対象拡大などの手厚い支援と弾力的な運用を講じること。

また、原子力発電所事故等の影響により、医療従事者が県外に流出するなど危機的状況にある医療提供体制の復旧の長期化が予測される。国の責任において継続的な医療人材の派遣とそれに必要な財政支援を行うこと。

### 3. 福島第一原子力発電所事故への対応

#### (1) 原発災害からの地域再生に向けた特別法の制定

今回の原子力発電所事故では放射能汚染による広域にわたる甚大な被害が発生し、多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、地域経済も深刻な打撃を受けている。原子力災害対策特別措置法など現行法制度の枠組みによる対応には限界があり、地域の再生・復興に要する期間の長期化が予想される。

今回の事故を風化させることなく、長期かつ広域にわたる放射線対策、健康管理、自治体支援、地域整備、産業振興・就労支援等の取組が国の責任において着実に行われなければならない。そのため、所要の財源措置や、復興特区による措置を更に上回る産業振興のための優遇措置の創設など、必要な措置を体系化した地域再生の特別法を制定すること。

#### (2) 原子力発電所事故の早期収束と放射線対策の着実な実施

今回の事故は国のエネルギー政策の結果として生じたものであり、国の責任において事故の早期収束を図るとともに、復旧・復興に要する経費は全額国庫負担とすること。

放射線対策に関しては、各種安全基準や廃棄物の処理方法等を速やかに決定し、正確な情報を迅速に発信して丁寧に説明すること。また、対象地域を限定することなくモニタリングや健康への影響調査、放射性物質の除染、汚染された土壌や下水汚泥の処分等を国の責任において確実に実施すること。

特に放射線が子どもの健康に及ぼす影響については極めて大きな問題であり、政府として将来の安全性を確実に保証できる範囲を明確にし、必要な健康対策を講じるなど安心も確保すること。

また、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理については、国の責任において早急に最終処分先を確保の上、処理にかかる経費は全額国庫負担とすること。放射性物質の除染については、それに伴って生じる土壌等の処理も含め、国が責任を持って対応することとし、地方自治体を実施する場合においても全額財政措置を講ずること。

さらに、原発事故の発生に伴う地方税収の減少により被災自治体の財政は深刻な状況にあることから、国は確実な財政支援を講ずること。

(3) あらゆる損害に対する迅速かつ十分な賠償の実施

原子力災害は住民の生活に深刻な影響を及ぼし、農林水産業、製造業、観光などあらゆる分野が危機的状況に直面している。

今回の事故は歴史的にも類を見ない甚大な災害であり、現行法の枠組みにとらわれない柔軟な対策が講じられなければならないことから、被害者の実態に見合った十分な賠償・補償を行えるよう損害賠償に関する特別法を制定して対応すること。

また、経済的・精神的損害については幅広くとらえ、自主避難に伴う経費や精神的苦痛、地方公共団体の損害についても確実に対象に含めるとともに、東京電力はもとより、国が全責任を持って迅速かつ十分な賠償を実施すること。

## 円高の是正及びデフレからの脱却に向けた国の第三次補正予算編成への要請

我が国経済は、東日本大震災によって、未曾有の深刻な打撃を受けました。その影響は、被災地に止まらず、広く全国に及んでいます。

景気の先行きについては、生産活動が回復し、徐々に持ち直していくことが期待されますが、一方で、電力供給の制約や原子力災害の影響等により、下振れするリスクもあります。

震災前から続いている円高は、企業の想定レートを大きく上回る水準となっており、足下の円高水準が続けば、今後、企業の採算悪化や国際競争力の低下、さらには、産業の空洞化が進み、ひいては、我が国の経済活力や雇用が失われるとともに、税収低下により地方自治体の財政が深刻化することも懸念されます。

また、我が国は、依然としてデフレから脱却しておらず、家計や企業の慎重なマインドから、経済成長に重要な役割を果たす消費や設備投資などは低調に推移しています。

こうした中、政府及び日本銀行におかれては、8月4日に、為替介入及び追加的な金融緩和を実施されましたが、力強く日本経済を回復させ、産業空洞化や国内雇用の喪失を防ぐことができるよう、経済の基礎的条件を反映しない過度の円高の是正やデフレからの脱却を図るため、引き続き、以下のような具体的な政策を早急に検討・実施していただくよう、強く要請いたします。

### 1. 為替政策

東日本大震災という「非常事態」からの復興期において、過度の円高の動きを牽制するため、今後とも、主要先進国（G7）に対し、我が国の現下の状況について一層の理解を求めつつ、国際的な協調の下、適時に、思い切った規模の円売り・ドル買い介入を行うこと。

### 2. 産業空洞化対策及び雇用対策

産業の空洞化やそれに伴う経済活力や雇用の喪失を防止するため、以下のような対応を検討・実施すること。

- ・ 電力の安定供給を確保すること。その際、電力料金の上昇を招かないよう、適切な措置を講じること。
- ・ 総合特区制度を活用することを含め、法人税率の引き下げを実現し、立地競争力を強化すること。
- ・ 新たな需要創出につながるよう、成長分野における企業の国内立地・設備投資に対

する支援を拡充するとともに、研究開発への投資を一層促進すること。

- ・ 高速道路、空港、港湾など、企業活動を支える基盤を整備すること。
- ・ 中小企業の新商品開発や海外向け販路開拓等に対する支援を拡充すること。
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加配分を行うなどにより、雇用機会の創出、ミスマッチの解消など、地域の実情に即した雇用対策を拡充すること。
- ・ 中長期的に強い日本経済を支えていくため、環境・エネルギー、観光、医療、農業など、今後の成長分野に関する規制緩和や支援の拡充等について、積極的に取り組むこと。

### **3. 金融緩和政策の強化**

8月4日に、追加的な金融緩和策が決定されたところであるが、今後とも、過度の円高の是正や、マネーストックの増加を通じたデフレからの脱却につながるよう、主要国の中央銀行と比較して遜色ないレベルまで金融緩和政策を強化することとし、以下のような現行の措置の拡充等を検討・実施すること。

- ・ 長期国債買入オペの規模(年21.6兆円(月1.8兆円))を拡充すること。その際、日本銀行券発行残高を限度額とするルールの見直しを含めて検討すること。
- ・ 新型オペレーションの規模(3月物 20兆円、6月物 15兆円)を拡充すること。また、新たに1年物もその対象とすること。
- ・ 成長基盤強化支援融資の規模(総額3.5兆円)を拡充すること。
- ・ 資産買入等基金(15兆円)を積み増すこと。また、ETF、REIT等のリスク資産を含め、対象資産ごとの運用限度額も拡大すること。

### **4. 「非常事態」に対応する新たなマクロ経済政策運営の検討**

東日本大震災という「非常事態」からの復興を確かなものとするとともに、デフレからの脱却を実現するため、マクロ経済政策全体として、名目GDP成長率を高めることを目指すほか、3の取組に加え、以下のような従来の枠組みに止まらない新たな政策運営等についても、速やかに検討を行うこと。

- ・ 実質ゼロ金利政策継続に係るコミットメントを強化すること。
- ・ 「復興債」により復興財源を調達する場合には、財政規律に配慮しつつ、市中引受を基本とする一方で、必要に応じ、財政法第5条に基づく臨時特例的な措置として、日本銀行がこれを引き受けること。
- ・ 金融政策の目標を物価上昇率とする、いわゆる「インフレターゲット」を導入すること。
- ・ 金融政策の理念に、「物価の安定」に加え、新たに「雇用の最大化」を追加すること。



平成23年6月13日  
国と地方の協議の場

# 地方の社会保障サービスについて

山田 啓二

全国知事会会長(京都府知事)

# 一体的な社会保障サービスを提供するための地方単独事業 (代表的なもの)

## 法令等により義務づけられた事業

### (保育・子育て支援等)

- 公立保育所・幼稚園の運営
- 私立保育園・幼稚園運営助成
- 児童相談所・一時保護所の運営
- 放課後児童対策、児童館運営
- 民生児童委員の活動

等

### (予防、健診、検診等)

- 予防接種 (インフルエンザ等)
- 保健所、市町村保健センターの運営
- 健康診査 (妊産婦、乳幼児、生活習慣病等)
- がん検診 (胃、肺、大腸がん等)

等

### (救急医療)

- 小児救急、周産期救急、夜間休日救急等

### (生活保護、高齢者、障害者等の福祉)

- ケースワーカー
- 障害者施設、小規模作業所
- 障害者自立支援
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム

等

### (国民皆保険、医療機会の確保)

- 国保保険引き下げ
- 病院事業会計負担金・補助金・繰入金

## 全国的に展開されている事業

### (医療費の軽減)

- 乳幼児医療費助成
- 障害児 (者) 医療費助成
- 母子 (父子) 家庭医療費助成
- 難病患者医療費助成

等

### (介護・福祉等)

- 介護予防・地域支えあい事業
- 介護用品の支給事業
- 高齢者在宅支援、社会活動支援

等

### (子育て支援等)

- 地域子育て支援センター

等



## 国と地方が一体として提供する社会保障サービス

項目	国庫補助負担事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所、乳幼児医療費
保育所経費	私立認可保育所(国1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減

# 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則(抄)

(税制の抜本的な改革に係る措置)

**第104条** 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一の引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代(平成22年から平成31年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
  - 三 消費税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせて視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
- 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税法体系の構築を進めること。